

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和5年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①障害認定や死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪に係る申請及び届出の受付 ②所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課等に必要な申請の受付 ③保険料の徴収、滞納整理 ④被保険者の疾病、負傷又は死亡に関する保険給付に係る申請の受付</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番85の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・高確法による被保険者に係る申請、届出又は申出の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務・高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務・高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務・高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務・高確法第92条の一時差止めに関する事務・高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、後期高齢者医療保険料徴収システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能、預貯金等照会システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(106の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局医療保険課
②所属長の役職名	福祉健康局医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局医療保険課 電話076-220-2255

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 小林 外喜夫	保健局医療保険課長 西川 信一	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 西川 信一	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	保健局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IV. リスク対策	—	新設	事前	
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<略> 市税総合オンラインデータベースシステム	<略> 税務システム	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長	福祉健康局医療保険課長	事後	
令和3年6月28日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	保健局医療保険課 電話076-220-2255	福祉健康局医療保険課 電話076-220-2255	事後	
令和3年9月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下、「番 号法」という。)の別表第1の項番59の規定によ り、以下の事務において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下、「番 号法」という。)の別表第1の項番84の規定によ り、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和4年2月22日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、 後期高齢者医療保険料徴収システム、住民基 本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台 帳システム、税務システム	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、 後期高齢者医療保険料徴収システム、住民基 本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台 帳システム、税務システム、番号連携システム	事前	
令和4年2月22日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月22日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確 保に関する法律」が含まれる項(82の項)	事前	
令和4年2月22日	IV. リスク対策 6. 情報システムネットワー クシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	IV. リスク対策 6. 情報システムネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番84の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番85の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	事前	
令和4年6月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追記	事後	
令和4年6月28日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表第1の85の項	事前	
令和4年6月28日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(82の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(106の項)	事前	
令和5年7月7日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		預貯金等照会システムを追記	事前	